大河原町学生消防団員活動認証制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大学、短期大学、大学院又は専門学校に通学する者又は卒業して３年以内の者（以下、「大学生等」という。）が、本町の消防団活動に真摯かつ継続的に取り組んだ功績を認証するための制度（以下「認証制度」という。）について必要な事項を定め、消防団への入団促進や若年世代の防災意識の向上を図るとともに、その認証をもって大学生等の就職活動を支援することを目的とする。

（対象者）

第２条　認証制度の対象者（以下「認証対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　在学中に本町の消防団員として１年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者

(2)　消防団長（以下「団長」という。）が、特に必要と認めた者

（推薦）

第３条　大学生等のうち、次項の規定による推薦を希望する者は、団長に大河原町学生消防団員活動認証推薦申請書（様式第１号）を提出するものとする。

２　団長は、前項の大学生等が認証対象者であると認めたときは、大河原町学生消防団員活動認証推薦書（様式第２号）によって町長に推薦するものとする。

（認証）

第４条　町長は、前条第２項の認証推薦書が団長から提出された場合は、当該認証対象者の消防団における活動状況などについて確認を行い、当該認証対象者の認証の可否を決定するものとする。

（認証状の交付）

第５条　町長は、認証した大学生等（以下「被認証者」という。）に対し、大河原町学生消防団員活動認証状（様式第３号。以下「認証状」という。）を交付するものとする。

２　町長は、被認証者から申請があったときは、認証状の他に大河原町学生消防団員活動認証証明書（様式第４号。以下「証明書」という。）を交付することができる。

３　前項の申請は、大河原町学生消防団員活動認証証明書交付申請書（様式第５号）により行うものとする。

（認証の取消）

第６条　町長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

(1)　刑事事件に関して起訴された場合又は刑に課せられた場合

(2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前３号に掲げる場合のほか被認証者として不適切と判断される行為があった場合

２　認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び証明書を直ちに町に返却しなければならない。

附　則

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。